

## 委員会提出議案第 8 号

さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例の制定について  
さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例を次のように定める。

平成 22 年 9 月 29 日提出

さいたま市議会議会運営委員会

委員長 神 崎 功

さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、さいたま市議会基本条例（平成 21 年さいたま市条例第 55 号）第 25 条の規定の趣旨にのっとり、市行政における基本的な計画の策定等を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決すべき事件等として定め、二元代表制の下に議会と市長が等しく市民の負託に対する責務を果たすことにより、市行政の総合的かつ計画的な推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

市行政における基本的な計画 基本計画、実施計画及び各行政分野に係る基本的な計画をいう。

基本計画 基本構想（地方自治法第 2 条第 4 項に規定する基本構想をいう。）に基づき市の行政分野の全般にわたる政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。

実施計画 基本計画に基づき市の行政分野の全般にわたる具体的な事務事業の実施に関して体系的に定める計画をいう。

各行政分野に係る基本的な計画 市行政の各分野に係る政策及び施策並びにこれらの基本的な方策等を体系的に定める計画、指針その他これらに類するもののうち、市行政の運営上特に重要なもの（法令又は他の条例の規定により議会の議決、議会の承認、議会への報告等の手続が定められているものを除く。）をいう。

(議会の議決及び議会への報告)

第3条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

基本計画を策定し、又は変更すること。

基本計画を計画期間の満了前に廃止すること。

相互の地域の発展及び友好関係の構築を目的として他の地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。）と提携をし、又はこれを解消すること。

都市宣言（市の対処すべき重要な課題等について、市の意思や主張を内外に宣明し、市政運営上の根幹として方向付けをするものをいう。）を制定し、又は改廃すること。

- 2 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）は、実施計画又は各行政分野に係る基本的な計画を策定し、変更し、又は計画期間の満了前に廃止しようとするときは、あらかじめ議会と協議の上、その概要を議会に報告しなければならない。
- 3 市長等は、次に掲げる契約等をしようとするときは、その相手方となるべき者を定める前に、議会と協議の上、当該契約等の概要を議会に報告するものとする。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の規定により議会の議決に付すことが見込まれる特定事業の契約

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議会の議決に付すべき契約となることが見込まれる契約

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決に付すべき財産の取得又は処分となることが見込まれる財産の取得又は処分

普通財産の交換、譲与又は時価よりも低い価額による譲渡（さいたま市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成13年さいたま市条例第76号）に基づき行うものを除く。）

（実施状況の報告）

第4条 市長は、毎年度、前年度中の基本計画の実施状況を議会に報告しなければならない。

- 2 議会は、市行政の総合的かつ計画的な推進のために必要があると認めるときは、

市長等に対し、実施計画及び各行政分野に係る基本的な計画の実施状況の報告を求めることができる。

(市長等に対する意見等)

第5条 議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、市行政における基本的な計画を変更し、又は計画期間の満了前に廃止する必要があると認めるときは、市長等に対し、意見を述べることができる。

2 市長等は、前項の規定により意見が述べられたときは、議会に対し、当該意見に対する見解を述べることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。